事業概要　【案】
（医療福祉連携型早期訪問支援事業）

八王子市（以下「市」という。）では、地域で生活している未治療・治療中断等の精神障害者及びその家族等に対して、これまで「八王子市精神障害者早期訪問支援事業」において支援してきたが、ひきこもりや 8050 問題など、単一の支援機関だけでは対応が困難な課題の相談が増加しており、その中には精神疾患の疑いやメンタル不調が要因となっていることが少なくない状況にある。

そこで、市は地域で生活する上での課題が深刻化することを予防するため、令和６年１０月に既存の早期訪問支援事業よりも更に早い段階から、本人とその家族等を含めて医療と福祉の連携による支援体制を構築する「医療福祉連携型早期訪問支援モデル事業」を開始した。

モデル事業は、地域相談員のスキルアップと地域連携に大きな役割を果たしたことから、令和９年４月から「医療福祉連携型早期訪問支援事業」（以下「本事業」という。）として本実施に移行する。

１　事業目的

地域の実情や派遣先の課題に応じて、精神科医療機関の精神保健福祉士である医療福祉連携相談員を地域の身近な相談機関に派遣し、精神保健福祉士の立場から相談機関の相談員（以下「派遣先相談員」という。）を支援する。（＝支援者支援）

２　主な業務内容

⑴　ケース相談への助言

派遣先相談員が受けた本人、家族、近隣住民、関係機関からの相談等について、状況を聞き取った上でアセスメントを行い、課題解決に向けた助言を行う。

⑵　地域会議等への参加

地域会議や複数の事業所で実施する合同の事例相談会等に参加する。

⑶　訪問・面接への同席

必要な場合は、派遣先相談員に同行してアウトリーチ支援を行う。

⑷　保健所が主催する会議への参加

本事業の運営方法の協議、情報交換等を行う事業運営会議に参加する。

⑸　報告書の作成

所定の様式により報告書（日報及び月報）を作成し、実施日の１０日後までに市保健所保健対策課へ提出する。

３　従事場所

⑴　派遣する相談機関

・八王子まるごとサポートセンター（１３か所）

・高齢者あんしん相談センター（２１か所）

・障害者基幹相談支援センター（１か所）
・障害者地域生活支援拠点事業所（５か所）等

⑵　アウトリーチ先（対象者宅等）

⑶　その他、相談機関から指定された場所

４　従事時間

９：００～１７：００までの間で１回３時間程度

※　従事時間は、相談案件等により前後することがある。

５　実施回数

年間９６回（月８回）

＜月当たりの内訳＞

・八王子まるごとサポートセンター　３回
・高齢者あんしん相談センター　３回
・障害者基幹相談支援及び障害者地域生活支援拠点事業所　合計１回
・残り１回については、希望のあった相談機関に割り当てる。

６　謝礼

・９，０００円／回（金額は令和８年度のものであり、毎年度、東京都が定める額に準じて年度当初に設定する。）
・複数の相談機関で合同の事例相談会等を実施した場合の謝礼は、１回分と数える。

７　その他

⑴　本事業の対象となるケース

ア　精神疾患、メンタル不調、ひきこもり状態等の症状がある者
イ　アの家族、近隣住民等
ウ　市長が必要と認める者

⑵　担当地域

各医療機関は、市内全域を担当する。（担当地域を設定しない。）